

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金
補助の区分	事業補助(奨励補助、協調事業補助)
補助の概要	老朽危険廃屋の解体、撤去及び処分を行うことで、日常生活における市民の安心と安全を確保し、良好な景観を形成するため、市内の老朽危険廃屋の解体、撤去及び処分に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	老朽危険廃屋の所有者又は所有者の相続人、相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等
補助対象経費	老朽危険廃屋の解体撤去等の経費、解体に伴う廃材等の収集運搬費及び処分費等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	上限：木造建築物80万円、非木造建築物400万円、その他市長が必要と認めたもの400万円 下限：15万円
	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	①1/2(国1/4、市1/4) …木造建築物 ②4/5(国 2/5、市 2/5) …非木造建築物、その他市長が認めたもの
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	解体撤去数20件/年
	○目標に対する費用対効果(計算式) 補助金交付決定額/補助対象事業費
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ及び募集案内による。
事業担当	(担当部署) 生活環境課 環境対策係
	(電話番号) 0259-63-3113